

衆議院財務金融委員会ニュース

H24.4.13 第180回国会第14号

4月13日(金) 第14回の委員会が開かれました。

1 金融に関する件(AIJ投資顧問による年金資産運用問題)

- ・証人に対し証言を求めました。
- (証人)浅川和彦君、西村秀昭君、石山勲君

(尋問者及び主な尋問事項)

(証人浅川和彦君に対する尋問)

委員長 海江田 万里君

- ・年金基金に対し、アイティーエム証券と一体となって虚偽の運用実態が記載されたリーフレットを配布し、勧誘を行っていたのは事実か伺いたい。また、アイティーエム証券に対して、これは虚偽の数字であることを伝えていたのか。
- ・AIMグローバルファンドの投資事業組合への出資181億円のうち、32億円は確認されているが、残る149億円の行方について明確に説明していただきたい。
- ・AIJ投資顧問株式会社(AIJ)は、顧客から解約の申し出があった場合に、投資事業組合を経由するなどの、いわゆる「転売スキーム」を用いて、新規顧客から水増しした価格で拠出させた資金を解約資金に充てていたと、証券取引等監視委員会の資料にあるが、このようなスキームはいつ、誰が作り、誰の指示で実行されたのか。また、なぜこのようなスキームが必要になったのか。

泉 健 太君(民主)

- ・1,092億円のデリバティブ取引の損失について虚偽の運用報告を発案したのは誰か、一人で行ったのか伺いたい。
- ・「エイムミレニアムファンド」、「ミレニアムファンド」、「アクシアファンド」及び「ミレニアムストラテジーファンド」の過去の運用実績に虚偽内容が含まれているのか伺いたい。また、ファンド間の資産のやりとりはあったのか伺いたい。
- ・AIAの株は誰が保有していたのか。配当は浅川証人が受け取っていたのか伺いたい。
- ・西村証人に監査報告書を開封しないように指示したのか伺いたい。

竹本直一君(自民)

- ・いつから運用報告書に虚偽の記載をしていたのか伺いたい。当初から顧客をだますつもりだったのではないのか。だますつもりはなかったのならなぜ虚偽の運用報告書を作成し

たのか。

- ・目標にしていた運用利回りはどのくらいだったのか、実際は平均どのくらいの利回り実績だったのか伺いたい。高利回りを目標としているというのは、最初からだますつもりだったのではないかと思うが、いかがか。
- ・虚偽の運用報告をして収入を得ているのは正しい行為だと思うか。AIJ以外からの収入は得ているのか。
- ・どういうきっかけで年金基金を取り扱うことになったのか伺いたい。西村証人と一緒に虚偽の書類を使い顧客の勧誘を行っていたが、西村証人は虚偽の運用実績であることを知っていたのか伺いたい。

竹内 讓君(公明)

- ・顧客に対し、うその運用実績を提示し勧誘を行っている。だます意図があったのではないか。
- ・海外投資における二重課税を防止するために英領ケイマン諸島が使われるが、年金の運用益は非課税で、かつ国内投資だけが行っていないにもかかわらず、英領ケイマン諸島籍のファンドを設置した理由は何か。
- ・浅川証人は、AIMグローバルファンド設立と同時期にアイティーエム証券及びシグナ・インターナショナル・インベストメント・アドバイザーズを買収しているが、それぞれの買収額を明らかにされたい。また、その原資は何だったのか。

佐々木 憲 昭君(共産)

- ・浅川証人は、英領ケイマン諸島の監査事務所が毎年作成するAIMグローバルファンドの監査報告書を見ていたか。
- ・AIJの運用報告書に添付された監査報告書は本物か、それとも偽造されたものか。
- ・年金資金を受け入れ始めた時から水増しが始まり、顧客引止めのためにうそをつき、被害を拡大させたものであり、謝罪すべきではないか。

豊田 潤多郎君(きづな)

- ・年金基金等からアイティーエム証券に支払われた手数料はいくらか。また、A I MグローバルファンドからA I Aに支払われた管理報酬、成功報酬はいくらか。
- ・顧客に虚偽の説明をし、虚偽の資料を提示し、お金を集めれば集める程報酬手数料が一定の割合で懐に入る仕組みだ。正しい情報を公開していればファンドは売れなかったはずであり、詐欺ではないか。
- ・報酬手数料は、顧客をだまして得た不当利得であり、弁済に当てるのは当然ではないか。

(証人西村秀昭君に対する尋問)

委員長 海江田 万里君

- ・証券取引等監視委員会の検査によると、外国投資信託受託証券の基準価額等が虚偽である、又は虚偽である可能性が高いことを認識しながらその販売等を行っていたとされるが、これは事実か。
- ・A I Mグローバルファンドの運用利回りが高すぎるとの認識はなかったのか。
- ・いわゆる転売スキームの存在を認識していたか。また、それにどのように関与していたのか。

網屋 信介君(民主)

- ・年金基金等の代理人であるアイティーエム証券が、A I Mグローバルファンドの監査報告書を封も開けずにA I Jに手交していたことは、顧客に対する裏切り行為ではないか。
- ・基準価額が虚偽であったことについて、「知らなかった」というよりも「知ろうとしなかった」のではないか。
- ・新規顧客から預かった資金をファンドに入れずに解約顧客に払い戻したことはあったか。

竹本 直一君(自民)

- ・A I Mグローバルファンドの監査報告書を封も開けずにA I Jに手交していたことは、善管注意義務に違反するのではないか。
- ・アイティーエム証券の自社株買いについて、なぜ行ったのか、誰かの指示によるものなのか、伺いたい。
- ・A I Mグローバルファンドの監査報告書の封を開けないよう指示されたときや、信託報酬が引き下げられたとき等に、A I Jの運用状況に疑念を抱くことはなかったのか。

竹内 譲君(公明)

- ・浅川証人はアイティーエム証券に約3億円の出資をしたと証言しているが、実際はそれ以上に巨額の出資がなされていたのではないか。

- ・浅川証人がアイティーエム証券への出資金とした資金の主たる借入先を西村証人は承知しているか。
- ・A I Jの資金運用に疑念を持つほどの専門知識を有していないという西村証人の発言と、年金基金を訪問した際に資金運用に係る専門的説明を行っている西村証人の行動は矛盾しないか。

佐々木 憲 昭君(共産)

- ・浅川証人同席のうえで、年金基金関係者を接待したことがあったか。また、厚生年金基金役員が「みなし公務員」であることを知りながら接待したのか。
- ・A I Jに係る監査報告書を開封していたアイティーエム証券社員がいたようだが、報告書の内容について社員に話を聞くことはなかったのか。
- ・アイティーエム証券からA I Aに融資を行っているが、その融資の金額、時期及び貸付期間を伺いたい。また、融資時にA I Jの資金運用に疑念を抱かなかったのか。

豊田 潤多郎君(きづな)

- ・アイティーエム証券は、最近数年間に、A I Jから受け取る信託報酬額の引下げや自社株買いを行っているが、これらは西村証人がA I Jの運用状況に疑問を持っていたことを意味するのではないか。
- ・浅川証人とは共に年金基金に営業に行くほどの間柄でありながら、A I Jの運用状況に不信を抱かなかったのか。
- ・年金基金から資金を預かっていることに責任感もっていたのならば、A I Jの運用状況は疑って然るべきではないか。

(証人石山勲君に対する尋問)

委員長 海江田 万里君

- ・平成24年3月27日の参考人質疑では、A I Jから資金提供を受け、コンサルタント料を得ていたとしているが、給与も得ていたのか。また、A I Jと契約を結んでいた当時、経営していた年金コンサルタント会社の所在、社員数及び業務体制を伺いたい。
- ・厚生労働省の調査によると、A I Jに委託実績のある厚生年金基金で、A I Jの存在を知ったのは、石山氏が代表取締役を務める東京年金経済研究所に紹介されたとの回答が5件あったが、A I Jと厚生年金基金を引き合わせたことがあるのではないか。
- ・年金コンサルタントとして、A I Jのファンドが投資先としてどのように優れていて推奨するに値すると思ったのか具体的に説明していただきたい。

岡本充功君(民主)

- ・厚生年金基金と株式会社東京年金経済研究所との間で年金委託運用先の評価と委託運用先選定に関わる助言をなす業務を委嘱する契約を結んでいたかどうか伺いたい。
- ・平成17年4月21日の厚生年金基金の理事会に出席した事実を確認したい。その際、ファンド選定に関与し、助言したのではないか。
- ・平成22年4月に厚生年金基金にファンドの説明を行った際、用いた資料のファンド情報は金融商品取引法上の助言に当たるが、その認識があったのか伺いたい。当たらないという認識であれば、その理由を説明していただきたい。

松浪健太君(自民)

- ・A I J企業年金資産消失問題について、石山証人は加害者との認識はあるか。被害者と言うのであれば、受けた被害の内容を説明していただきたい。また、浅川証人が詐欺を働いたと思うかどうか伺いたい。
- ・A I Jから資金提供を受け、立ち上げた年金コンサルタント会社は、独立して経営していたといえる根拠が乏しいが、これでA I Jのファンドを他のファンドと同等な視点で見ることができるのか。
- ・金融コンサルティングを行うに当たり、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者の登録を行わなかった理由を伺いたい。

富田茂之君(公明)

- ・平成16年2月まで東日本文具販売年金基金での勤務実態があるにもかかわらず、同年1月に東京年金経済研究所の設立登記を行っているがその理由は何か。
- ・A I Jに会社の設立登記を任せるだけでなく、登記簿上会社の役員にもA I Jの取締役が入っている等、証人はA I Jと特別の関係があったと考えるがいかがか。
- ・年金基金から善管注意義務違反として損害賠償請求をされてもおかしくないと思うがいかがか。

佐々木 憲 昭君(共産)

- ・浅川及び西村両証人から接待を受けたことはまったくなかったのか。
- ・A I J及びアイティーエム証券からの要請により引き合わせた年金基金の数は何件か。また最初の紹介先はどこか。
- ・平成18年にA I Jから顧問契約を解約されているが、その理由はどのようなものだったのか。

豊田 潤多郎君(きづな)

- ・A I Jを年金基金に紹介した事実及び方法について伺いたい。
- ・A I Jの虚偽運用に本当に気付いていなかったのか。